

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

福岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
福岡県後期高齢者医療広域連合
副広域連合長 三 浦 正

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 3 号

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則
福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和 2 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項を次のように改める。

（年次休暇）

第 1 1 条 任命権者は、会計年度任用職員であつて、6 月以上の任期を定めて採用された者又は 6 月以上の期間を定めて任期を更新した者に対して、採用日又は更新日に別表第 1 に掲げる日数の年次休暇を与えなければならない。この場合において、1 週間の勤務日の日数又は 1 年間の勤務日の日数及び採用の日から起算した継続勤務期間の区分に応じた日数の年次休暇を与えるものとする。

同条第 4 項中「、6 月経過日の前日までの期間」を「、採用日から 6 か月間」に改め、同条第 5 項中「、基準日（6 月経過日から 1 年ごとに区分した各期間の初日をいう。）」を「、採用日又は更新日」に改める。

別表第 1 を次のとおり改める。

（第 1 1 条関係）

1 週間の勤務日の日数		5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
採用の日から起算した継続勤務期間	1 年未満	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年	11 日	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年	12 日	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年	14 日	10 日	8 日	5 日	2 日
	4 年	16 日	12 日	9 日	6 日	3 日
	5 年	18 日	13 日	10 日	6 日	3 日
	6 年以上	20 日	15 日	11 日	7 日	3 日

別表第 2 に次のように加える。

19 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 6 7 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 3 0 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
--	--

20 義務教育終了前の子又は特別支援学校高等部に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。次項において同じ。）が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためにその子に必要なものとして任命権者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が10日を超える場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (1) 中学校就学の始期に達するまでの子 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日） (2) 前号に掲げる子以外の子 3日（その養育する前号に掲げる子以外の子が2人以上の場合にあっては、6日）
21 会計年度任用職員が、要介護者（条例第15条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の介護及び要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

22 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
---	-------------------

別表第3の1の項中、「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条の2に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項及び7の項を削り、8の項を4の項とし、9の項を5の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に現に付与された年次休暇に対する第11条の5の規定の適用については、なお従前の例による。